



C O N T E N T S

犯罪被害者等基本法成立から10年	01	活動報告	04~05
経済補償制度について	02	幹事会、関東・関西集会 報告	06
刑事司法は被害者のためにもある	02	会員の声	07
死者の尊厳と遺体写真	03	お知らせ	07

犯罪被害者等基本法成立から10年

代表幹事 松村 恒夫

2004年12月に「犯罪被害者等基本法」(基本法)が成立して10年の月日が経過しました。あの日、参議院本会議で可決された時の感激は、今でも脳裏に焼き付いております。「犯罪被害者の誕生日だ」と岡村先生は仰っています。月日の経つ速さを感じます。

基本法の成立の翌年には犯罪被害者等基本計画(基本計画)が策定され、犯罪被害者を取り巻く環境改善施策が、その後実施されてきました。本計画の5分類別に従って以下検証してみたいと思います。

第1の損害回復、経済的支援への取り組みはどうか。損害賠償命令制度が成立し、刑事裁判に続いて損害賠償請求の審理を2,000円で行うことが出来るようになりました。又2008年の「犯罪被害者等支援法」により、自動車賠償責任保険並に犯給法が改定され、経済的にも十分支援されるようになったと説明され、少しの改善が図られました。しかし、それはほんの一部で、大部分は改訂されていないことが明らかになりました。当会の「経済補償制度案要綱」は、内閣府の検討会で審議されましたが、実現に至らず、再度挑戦する必要があります。

第2の精神的・身体的被害の回復・防止への取り組みはどうか。内閣府の検討会の小委員会でPTSD症への対応が検討されましたが、臨床心理士等の国家資格認定の困難さから大きな改善が見られなかったのは残念であります。性犯罪被害者、少年被害者に対するカウンセリング体制は整備されてきました。

当会が最も努力した第3の刑事手続きへの関与拡充への取り組みについては。被害者参加制度が創設され、犯罪被害者が裁判に参加し(被害者参加人)、検察官の横に

座り、加害者に質問することが出来るようになりました。又冒頭陳述等の内容を記述した文書を被害者にも交付されるようになり、被害者参加人にも旅費、日当、宿泊費が支給されるようにもなりました。一定の資力要件はありますが、被害者参加人の為に公費で弁護士の支援を受けることが可能になりました。さらに被害者からの申し出により、公判記録の閲覧・謄写も可能になりました。遺体の修復費、搬送費も国費負担となりました。公訴時効の延期・廃止、国費による懸賞金制度も設けられました。一方、一定の重大事件の犯罪被害者が少年審判を傍聴できる制度も導入されましたが、成人裁判並にしたいものです。

第4の支援のための体制整備への取り組みはどうか。犯罪被害者白書によれば、全ての地方公共団体には、相談窓口が設置されたという事になっています。内閣府からの犯罪被害者施策に対する指示を受け取る窓口は設置されたのかもしれませんが、しかしひとたび、犯罪被害者になった時に警察以外に最寄りの相談窓口として、地方公共団体があるのだという事を知っている一般国民がどれくらい存在しているのでしょうか。一般国民にとって地方公共団体が頼れる行政機関としての地位が確立しているとは、残念ながら言い難いので、広く一般の国民への広報活動が強化されるべきです。

第5の国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取り組みですが、文科省において学校での犯罪被害者に対する啓蒙教育が行われると共に、犯罪被害者週間に合わせて各地域で啓発活動が行われるようになりました。一般国民も「明日は犯罪被害者になるかもしれない」という危険性を認識しているかもしれませんが、自分だけは(次頁へ)

大丈夫だと思っているのが普通だと思います。いざ犯罪被害者になってしまったら、事件に遭遇する前の平穏な生活を取り戻すことは難しいのが現実である事を知ってもらう必要があります。

以上基本法 10 年を検証しましたが、基本法第 3 条で保証されている権利が十分に機能していない現実を踏まえ、なお一層犯罪被害者施策の充実に我々犯罪被害者が努力しなければならないのではないのでしょうか。

経済補償制度について

副代表幹事 渡辺 保

全国犯罪被害者の会（あすの会）は、犯罪被害者の権利、被害回復制度の二つの確立を目指すことを目的に設立されました。その二つの目標のうちの権利確立については、犯罪被害者等基本法が成立し、被害者参加制度と損害賠償命令制度の導入、公訴時効の廃止・延長等、司法の場では一定の成果を上げることができました。他方、被害回復制度については、犯給法の一部改正があったものの、私たち犯罪被害者の望むものとはほど遠い内容となっています。

あすの会は、2011 年 6 月から 2014 年 1 月まで開かれていた内閣府の「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」に「犯罪被害者補償制度案要綱」を作成・提出して臨みましたが、現在の犯給法の見直しに時間を割かれ、あすの会案はほとんど議論されずに終了しました。その検討会の取りまとめとしては、

- ①海外での犯罪被害者に、犯給制度の拡大適用の形でないとしても何らかの経済的支援をスタートさせるべき。
- ②犯罪被害給付制度については、親族間犯罪被害者への支給は、DV 事案以外にも全額支給又は減額割合を 3 分の 1 までとする特例を認めるべき

以上の 2 点にとどまるという全く不本意な結果となりました。犯給法にこだわり検討会の名称「新たな補償制度の創設に関する……」を無視した内閣府の姿勢には疑問を持たざるを得ません。

私たちは新しい制度の創設については、国会の場で審議していただくことが必要と考え、2014 年 2 月に政権与党の自民党の「犯罪被害者等・保護支援体制の一層の推進を図るプロジェクトチーム」のヒアリングに、会員 12 人が出席し実情を訴え、あすの会の「犯罪被害者補償制度案要綱」の導入を要望し、続いて公明党にも松村代表

と高橋副代表が同様に要望しました。

その話の中から具体的な事例を集めて訴えることが必要と考え、事件後に生活に支障のある犯罪被害者を調査しようと、会員から聞き取りをしましたが予想していたより少ないため、全国被害者支援ネットワークの協力を得て、全国の被害者支援センターに情報提供を呼びかけたところ、8 支援センターから 11 例の情報がありました（もっと沢山の情報が寄せられると思っていましたが…）。

その中でこれまでに顧問弁護士の協力を得て、殺人 2 例と傷害等 3 例と、合わせて 5 例の犯罪被害者・遺族との面談が終了しました。他の 6 例は本人の意向での面談不可 5 例と対象外 1 例となっています。

調査の結果としては大別すると、殺人の遺族は事件後の生活に不安がある、傷害の被害者は被害直後の医療費の支払いに困窮し、また PTSD や重篤な後遺症のため退職を余儀なくされ生活再建の目途もたない状況にあると言えます。いずれもあすの会の「犯罪被害者補償制度案要綱」に沿った補償制度が成立すれば、救済できる犯罪被害者であり、1 日も早い制度創設の必要性を痛感しました。面談した全 24 例を整理して自民党と公明党に、お願いに行く手はずを整えています。

この調査を通じて感じたことは、年間 1000 件超の殺人事件や、それを上回る傷害事件が起きているにもかかわらず、その後の生活に支障のある被害者・遺族の情報があまりにも少なすぎるということです。生活に困窮しているながらも声を上げることもできず、耐え忍んでいるもっと多くの犯罪被害者・遺族がいるはずと思いますが（そのような人がいなければ問題ないのですが……）、その存在を支援センターが把握していないのではないかとということです。

刑事司法は被害者のためにもある ～3年後見直しの意見交換会を踏まえて～

副代表幹事・弁護士 高橋正人

平成 2 年 2 月 20 日、最高裁判所は、犯罪捜査は、社会秩序の維持のために行われるもので、犯罪被害者の利益のために行われるものではないと言って、被害者を冷たく扱いました。あれから 24 年の年月が経ち、国民が司法を

見る目は、大きく変わりました。

平成 16 年 12 月 1 日、犯罪被害者等基本法が成立し、すべての犯罪被害者は、その尊厳が尊重され、それにふさわしい処遇を受ける権利が保障されると明記されました。